

生物多様性国家戦略 野鳥誌掲載記事

環境の世紀に向けて

ー生物多様性国家戦略見直しの小委員会で意見発表

(No.650 2002年 2月号 p.34)

<参照：インターネット URL>

- 生物多様性国家戦略について：<http://www.biodic.go.jp/nbsap.html>
- 本会からの意見の全文は：<http://www.biodic.go.jp/cbd/s3/wild.pdf>
- 新しい国家戦略の素案について意見募集：<http://www.biodic.go.jp/cbd/opinion/opinion.html>
- 生物多様性条約について：<http://www.biodic.go.jp/convention/cbd.html>

リオデジャネイロ（ブラジル）で地球サミット（環境と開発に関する国連会議）が行われて今年で10年。この会議で、地球環境を守っていくために国際的に合意された2つの条約が、気候変動枠組条約と生物多様性条約です。このうち、地球上の生物と生態系をグローバルに保全し持続的に利用していくための生物多様性条約を、わが国は翌年の国会で批准し、その第6条に基づいて1995年に国家としての政策の方針を定めました。これが「生物多様性国家戦略」です。

今年度はこの国家戦略の見直しの年にあたり、環境省が中心となって全面的な改定作業が行われています。本会は3月に環境省の懇談会が設置された時点から議論に参加し、またNGO間での勉強会で国土交通省や農水省等関係省庁の施策についてヒアリングするなどしてきました。10月、中央環境審議会の小委員会が設置され、11月20日の小委員会で4つの全国的な自然保護NGOからのヒアリングが行われ、本会は次のような意見を申し述べました。

- 1 生物多様性国家戦略を推進する体制の整備
 - ・締約国会議の決議等を和訳してHPで情報提供すべき。
 - ・生物多様性国家戦略の実行のため、各省庁から独立した常設的な推進機関が創設されるべき。またこの推進機関には科学委員会を置き、施策の進捗と効果をチェックするべき。
- 2 希少種保護から生息地目録、重要生息地の保護区設定へ
 - ・バードライフ・インターナショナルと日本野鳥の会で取り組んだ鳥類のレッドデータブック（RDB）作成事業に見るように、アジア地域における生物多様性の保全を進める国際的支援事業を推進すべき。
 - ・RDB種等を指標として重要な生息地の目録を作成し、国内外の保護施策のとらわれていない地域の保護策を進めるべき。

3 東アジア地域における国際協力

- 二国間条約では渡り鳥の渡り経路はカバーしきれていないため、日本はアジアにおける多国間の渡り鳥条約創設のイニシアティブを取ると共に、移動性野生動物の種の保全のための国際条約（ボン条約）に加盟し、アジア地域の渡り鳥やその他の国境を越えて移動する動物の保護に貢献すべき。

国家戦略は小委員会での検討を経た後、2月中旬からパブリックコメント募集が行われ、3月末には関係閣僚会議で決定されます。本会からも上記の他、野鳥とその生息地の保全のための施策について提言していく予定です。

（自然保護センター）